

表2 昭和61年度定期巡回教育相談実施予定表

地区名	相談日	会場	地区名	相談日	会場
県北	9月5日(金)	保原町中央公民館	会津	9月29日(月)	会津若松市立勤教小学校
	9月8日(月)	二本松市安達地方広域行政組合自治センター	南会津	9月16日(火)	田島町中央公民館
県中	7月15日(火)	石川町勤労青少年ホーム	相双	7月25日(金)	大熊町公民館
	8月26日(火)	鏡石町勤労青少年ホーム		8月1日(金)	相馬市共同福祉施設
県南	8月25日(月)	表郷村中央公民館	いわき	8月22日(金)	いわき市内郷公民館

教育事務所、市町村教育委員会、学校等の協力を得て実施するものである。  
昭和六十一年度の実施会場とその期日は表2のとおりである。

Ⅰ、地域相談室

当養護教育センターは、本県の地理的特性を配慮し、地域との連携による運営が不可欠であり、「地域相談室」を表3のとおり設置し、常時、相談の申し込みを受け付けている。  
なお、ここでは、来所相談と電話相談を行っている。

(5) 手 続 き

教育相談を実施する際の手続きは、原則として図6のフローチャートにそつとすすめられるので、順を追つて、その要点を述べる。  
ア、相談受付

○申込方法

- 相談対象者が就学前児の場合は、その保護者又は在籍する幼稚園、保育所を通じて申し込む。
- 相談対象者が学年児童生徒の場合、保護者から申し込みがあるが、直接保護者から申し込んだ場合は、学校又は市町村教育委員会を通じて受け付けることを原則とするが、直接保護者から申し込みがあつた場合も受け付ける。ただし、その場合は、当該児童生徒の在籍校・関係市町村教育委員会に来所日時、相談内容等を連絡することにしている。

表-3 地域相談室の設置場所

設置場所	住所・電話番号
県立聾学校福島分校内	〒960 福島市森合町6-34 ☎ (0245) 31-5013
県立聾学校会津分校内	〒965 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原88-1 ☎ (0242) 22-1286
県立聾学校 平分校内	〒970-01 いわき市平馬目字馬目崎61 ☎ (0246) 34-2202

- ウ、相談時間
- 一回の相談時間は、特別の場合を除いて九十分を原則とし、相談を継続する場合は、日程を調整して、通知する。
- オ、助言・回答
- 相談者への助言・回答は、事例会議の検討を経たのち、原則として口頭で行う。
- カ、他機関紹介
- なお、市町村教育委員会、学校等から求めがあった場合、必要事項のみ文書で回答することができる。
- キ、秘密保持
- 事例会議の検討結果が、他機関での相談、指導が適当と出た場合、適切な専門機関を紹介する。
- ク、費用
- 相談上知り得た個人的な事項については、秘匿を厳守し、保護者の同意が得られない場合は、相談の目的以外には一切使用しない。
- 相談に要する費用は、原則として無料とする。
- ただし、医学的検査等を実施した場合には、その経費は相談者が負担する。
- 主訴、相談対象児の氏名、性別、生年月日、在籍校・園名、学年等
- 保護者の氏名、住所、電話番号
- 健康全面以外はできるだけ干渉を抑制した状況及び課題状況での対象児の反応・行動を観察する。
- 必要に応じて、嘱託医による診察検査を行い、医学的立場からの助言を求める。
- 健康全面以外はできるだけ干渉を抑制した状況及び課題状況での対象児の反応・行動を観察する。
- 必要に応じて、嘱託医による診察検査を行い、医学的立場からの助言を求める。
- 健康全面以外はできるだけ干渉を抑制した状況及び課題状況での対象児の反応・行動を観察する。
- 必要に応じて、嘱託医による診察検査を行い、医学的立場からの助言を求める。
- 健康全面以外はできるだけ干渉を抑制した状況及び課題状況での対象児の反応・行動を観察する。
- 必要に応じて、嘱託医による診察検査を行い、医学的立場からの助言を求める。